

Advantage Partnership Lawyers

金融 クレジット法

オーストラリア連邦憲法上連邦政府は特に金融に関して権限が与えられておりません。しかし、2008年に各州政府は協議の末消費者金融規制に関する権限を連邦政府に引き渡しました。これに基づき連邦政府機関である**Australian Securities and Investments Commission (ASIC)**が消費者金融の監督庁に指定されました。

これにより住宅ローン、個人ローン、クレジット・カード、消費者リース及びその他貸付業務法案は連邦政府の範疇に入り、**ASIC**が監督する事になりました。2009年にクリス・ボウエン金融大臣は消費者貸付保護法（案）を連邦議会に提出致しました。

消費者貸付保護法は2010年の7月1日より施行されます。これにより貸付業務を行なっている業者は2010年4月1日から6月30日までに**ASIC**に登録をしなければなりません。且つ、2010年7月1日から12月31日の間に**Australia Credit Licence (ACL)**を申請しなければなりません。

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一
アドバンテージ パートナーシップ法律事務所

(02) 9221 7555
legal.one@advantagepartnership.net
www.advantagepartnership.net